

議案第41号

西脇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年6月7日

西脇市長 片山 象三

(理 由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

